

平成22年8月26日

於・総務省8階第1特別会議室

情報通信審議会
電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会
合同ヒアリング（第1回）議事録

開会 午後3時00分

閉会 午後5時03分

総務省

目 次

1	開会	1
2	関係者事業者からのヒアリング	2
	(1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社	
	(2) KDD I 株式会社	
	(3) ソフトバンク株式会社	
	(4) 株式会社ケイ・オプティコム	
	(5) 株式会社ジュピターテレコム	
	(6) 全国地域婦人団体連絡協議会	
	(7) 全国消費者団体連絡会	
3	質疑・討議	2 2
4	閉会	4 2

開 会

○黒川主査 本日は、とても暑い中、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。会議はクールに進めたいと思います。ただいまから、情報通信審議会電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会合同ヒアリングを開催いたします。

私は、今日の議事進行を務めさせていただきます、ユニバーサルサービス政策委員会の主査、黒川でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、電気通信事業政策部会から東海部会長、辻部会長代理、斉藤委員、酒井委員、新町委員、高橋委員が、ユニバーサルサービス政策委員会からは國井専門委員、菅谷専門委員、関口専門委員、長田専門委員、藤原専門委員、三友専門委員が出席されております。また、東海部会長におかれましてはユニバーサルサービス政策委員会の委員、酒井委員におかれましてはユニバーサルサービス政策委員会の主査代理でもいらっしゃいます。

本ヒアリングは先月27日に諮問されました「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について」の審議の参考とするために開催するものでございます。

本日のヒアリングの対象者としては、NTT東日本、NTT西日本、KDDI、ソフトバンク、ケイ・オプティコム、ジュピターテレコム、全国地域婦人団体連絡協議会、全国消費者団体連絡会の皆様が出席されています。

議事に入ります前に、お手元に配付されています資料について確認したいと思います。事務局で確認をお願いします。

○事務局（鈴木料金サービス課課長補佐） それでは、お手元の配付資料につきまして確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様方のお手元には、座席表、議事次第、タイムスケジュール、及び、本日のヒアリング対象者のNTT東日本、NTT西日本、KDDI、ソフトバンク、ケイ・オプティコム、ジュピターテレコム、全国地域婦人団体連絡協議会、全国消費者団体連絡会の皆様の説明資料を配付いたしております。また、参考資料として情報通信六法を置かせていただいております。ご確認いただきまして、不足などがございましたら事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

○黒川主査 本日の議事の進め方ですけれども、お手元のタイムスケジュールに従いまして、まずヒアリング対象者の皆様から、順次、持ち時間の範囲で意見陳述を行っていただきます。その後、質疑応答を40分程度行いたいと考えています。その際、発言者におかれましては、挙手の上ご発言いただきますようお願いいたします。

関係事業者・団体からのヒアリング

○黒川主査 それでは、早速、ヒアリングに入りたいと思います。

最初に、NTT東日本及びNTT西日本から説明をお願いしたいと思います。NTT東日本は中川裕取締役経営企画部長、それから西日本電信電話株式会社からは小椋敏勝取締役経営企画部長が参加してくださっています。

よろしく願いいたします。

○NTT東日本（中川取締役経営企画部長） NTT東日本の中川でございます。意見を申し述べるこのような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、私どもの意見を述べさせていただきたいと存じます。テーマとしまして、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」ということで、主に光IP電話を中心に、その在り方、考え方について検討するというところで伺っておりまして、検討課題が整理されております。それに従いまして資料も整理してまいりましたので、ご説明させていただきたいと存じます。

まず1枚めくっていただきまして、「基本的な考え方」としてございます。ユニバーサルサービスにつきましては、審議会、委員会等でたび重なる議論の中で整理されて、音声電話が現時点、国民生活に不可欠であるということで、その中で、3つの要件を確保する加入電話というのがユニバーサルサービスに指定されていると。それを提供する事業者としてNTTの東日本、西日本というのが指定されているというぐあいに認識しております。今回、この加入電話に加えて、加入電話と同程度の料金水準の光IP電話を対象とするかどうかといった議論を行うに当たっても、基本的には、加入電話にございましたessentiality、affordability、availabilityという3つの要件に照らした上で十分に検討するということになろうかと認識しております。

真ん中の丸でございますが、そうした観点で、現時点、どういう光IP電話があるか、

いろいろな種類のものがございますけれども、加入電話と同程度の料金水準の光 I P 電話という観点では、公設民営の I R U 方式で提供しております、それも単独のサービスとして提供しております光 I P 電話というのが、加入電話と同程度の料金水準の光 I P 電話とおおむね見ることができるのではないかと考えておりますが、それを 3 要件に照らして見たときにどうかということになろうかと思えます。おおむね該当し得ると考えるんですけども、既にご案内かと存じますが、電源の供給義務、それから、I R U の場合はほぼ 10 年間なんでございますが、I R U の提供期間といえますか契約期間がございまして、自治体からの設備の提供がその期間ということになってございますので、それ以降どう扱えばいいのか、考えればいいのかというようなあたりを、ちょっと整理しておく必要が、検討しておく必要があるのではないかと考えております。

それからもう 1 つ、この公設民営の I R U 方式、それも単独で電話を提供しているところというのは、ごく一部のエリアでございます。これは、基本的には国、自治体の補助金をいただくことで、ある程度電話並みの料金で提供したとしても採算ベースに乗ることも十分考えられるということもあって提供しておりますので、補てんの議論とは必ずしもなじまないかもしれません。という意味で、大部分のエリアでこれから提供されるような具体的な I P 電話というのが出てきたときに、その補てんの方法論は議論されるべきかもしれませんが、ちょっと先の議論ではないかと考えております。

それが基本的な考え方の部分であります。

めくっていただきまして、まず、その光 I P 電話をどう扱うかということでございまして、同等か否かを判断するための基本的要件、これはもう先ほど申し上げましたように、3 つの要件で見ていくということであろうと思えます。

次、3 ページ目でございます。加入電話と同等と判断できる光 I P 電話の範囲。どういうものが該当するのかということでございますが、これも冒頭で申し上げましたように、幾つかのものがございます。その中で、不可欠なサービスであるという特性という、不可欠性という意味で、量的な基準と技術的基準があると認識しておりますが、量的な基準で今回の検討の素材になっているのが、加入電話またはその同程度の料金の光 I P 電話ということだと思っておりますので、そういう意味では、量的な基準というのは足し算になりますから、いかに加入電話並みの料金の光 I P 電話の数がまだ 3 万ほどでございます、数は少のうございますが、量的基準ということに関しては必ずしも問題はないということだろうと思っております。

続いて、ページをめくっていただきますと、技術的要件の話を書いてございますが、通信品質が加入電話並み、緊急通報ができる、重要通信を確保できるということと、それから、電源供給をする義務があるということでございますが、OAB～J-IP電話の場合は、この電源供給、局給電のところができないこととなります。したがって、ここをどうするかという議論があるんだろうということでありまして、先般、20年5月に公表されている「重要通信の高度化の在り方に関する研究会報告書」というのを見せていただいておりますが、停電についてのいろいろな社会的な意味合いとか、端末の多様化・高度化というのもございますので、その辺、停電に関するあるいは局給電に関する意識とか意味合いというのが変わってきているかと存じますので、IP電話を指定する場合、電源供給義務の変更を要件とするような整理をどうやって図るかということだと思っております。

それから、OAB～J-IP電話というのは、アクセス手段が必ずしも光だけではございませんので、その場合、光以外のOAB～J-IP電話について対象とすることが必要なかどうかという議論もあろうかと思っておりますが、技術的要件としてはこういうところかと思えます。

それから、めくっていただきまして5ページ目でございます。低廉性の問題。これも、先ほど申し上げましたように、単独で電話を提供しているIRU方式によるIP電話ということでございまして、表がございまして、NTT東日本の光IP電話であるひかり電話と、それから右側に、これは実は東日本エリアでは岩手県の住田町というところしか例がないのでございますが、ここで1,800円で契約数が1,600契約というのが提供されておまして、このような水準になってございます。ひかり電話というのは、実は、ネットワークのデータ通信サービスに重畳する形で提供されているものでございまして、全部足しますとこれぐらいの料金ということが表にあります。IRU方式によるインターネット接続のないものと、このような形になるということでございまして。加入電話の基本料と比べて、ほぼ同程度になるのかなということでもあります。そういう意味で、おおむね要件は満たされているんだろうと思っております。

ただ、この場合、冒頭申し上げましたが、IRUは10年間で賃貸借契約が結ばれております。その後、必ずしも自治体から提供する義務があるのかなのかというようなことも含めて、賃貸借契約とか、貸してもらえないとこの水準では実はサービスができないということにもなりかねませんので、これをユニバーサルサービスとしたと

きには、私ども適格事業者側の義務ももちろんそうなのでございますが、設備を提供する側にどのようなことをお願いすればいいのかというあたりを整理することが必要なのかなと思っております。

それから、これは後ほど西の説明もあろうかと思っておりますけれども、料金というのが、必ずしも基本料金のタリフのようにきちっと定まっているものじゃなくて、それぞれ持っている設備、貸していただく設備等にも応じまして微妙に違っております。したがって、料金をどのぐらいの幅で考えればいいのかというようなことも、考える必要があろうかと思っております。

それから、次のページ、6ページ目ですが、地域間格差なくどこでも利用可能。これはもう加入電話とのオア（or）でございますので、特段問題はないと思っております。次の2つ目の四角でございますが、適格電気通信事業者が加入電話と同程度の料金水準の光IP電話を提供している状況となったときに、当該地域のユニバーサルサービスを加入電話とするのか光IP電話とするかということは、当該地域の適格事業者の判断で実施するというか決定するというようなことをさせていただきたいというか、適格事業者としてということでございますが、いただけないのかということでもあります。メタル加入電話も光IP電話も重ねて義務ということではなく、オアで提供できるという状況であって、例えば、新しくお客様が申し込まれたときにIP電話で提供しますということをお私どもでの判断でやらせていただける。それが結果として光を増やしていくというようなことになるかということもありますし、逆に、その光IP電話からメタルに戻るときに、それはちょっとご勘弁くださいということが言えるかどうかというあたりもちょっとここで書いてございます。

ということで、まとめますと、下の箱にあるんですが、公設民営のIRU方式での光IP電話というのは3要件にほぼ該当し得ると考えるけれども、電源供給義務と、IRU期間終了後の自治体との設備提供の考え方、あるいはその料金の幅の考え方、こういったものについて制度面での整理というのがついてくる必要があろうかと思っております。

それから、次でございます。7ページ目、メタルアクセス回線のままIP網に收容される電話の取り扱いということでございますが、加入電話からこちらに移ってくるということであれば、これにつきましては基本的にはユニバーサルサービスの対象となるのではないかと考えております。

それから、緊急通報の取り扱い。これも当然、光 I P 電話から出される緊急通報もユニバーサルサービスということになろうかと思えます。

最後に、ここにありますが、実は第一種公衆電話なんでもございますけれども、I R U 地域でネットワークが I P になりましてアクセスも光になったケースのときに、公衆電話の今の提供の方式というのがなかなか技術的にも難しいという事態が出てまいります。それは、基本的にマイグレーション論の中でも検討しなければいけない事項でございますけれども、例えば課金パルスが送れないとかその局給電というようなところを、それから P S T N 側の機能として果たしていること、それから、アクセス側で果たしていることというのはどうやって克服するかというようなことを、検討する必要があるということでございます。

最後、補てんの話でございます。冒頭申し上げましたように、ユニバーサルサービスとしてコンセンサスが得られて、提供を義務づけられるということになったときに、やはり不採算地域でどうするかというのが出てまいります。I R U 方式における議論とは別として、そういったものが出てきたときには出てまいるだろうということでございます。それは加入電話と同じような理屈でそういった検討は必要だと、対象とすることが必要ではないかと考えてございます。

それから、最後は、加入電話の補てん額の算定方法の見直しの要否ということで、9 ページでございます。光 I P の補正につきましては、加入電話の施設が減ることで、高コスト地域の加入電話の施設が減少してないのに補てん額が減るということを補正していただくということでございましたので、これはそのまま継続ということではないかと思っております。

最後の2つ目のポツは、もともとすごく大きな赤字が出ているところでこういう形になっておりますということ、いつも書いているような話でございますが、あえて書かせていただいたということでございます。

東からは以上でございます。

○NTT西日本（小椋取締役経営企画部長）　続きまして、NTT西日本の小椋でございます。

基本的な考え方につきましては、ただいま説明がありましたNTT東日本と同様でございますが、1点、私のほうで追加で説明させていただきたいと思えます。

私どもの資料の5ページをごらんいただきたいと思います。そこに、私どもが提供

しております I R U 方式によりますインターネット接続のない光 I P 電話の例を示しています。先ほど、東は 1 件でしたが、西日本の場合、5 件あります。実はこれ、私どもが提供させていただいている分でありまして、これ以外に岡山県の北西部にあります新見市のほうにおきまして、ソフトバンクテレコム様が、I R U 方式を活用してインターネット接続とセットで契約しなくても利用できる単独の光 I P 電話を、月額 1,550 円と、加入電話と同程度の料金水準という料金で提供されております。

このように、今後、I R U 方式を活用した地域におきましては、私ども以外の事業者の方が単独の光 I P 電話を加入電話と同程度の料金水準で当該地域全体において利用可能となる場合というのも出てくるのが想定されますけれども、そのような場合においては、当該地域のユニバーサルサービスは従来どおり私どもが提供する加入電話とするのか、それとも私ども以外の事業者が提供される加入電話と同程度の料金水準の光 I P 電話とするのかという、制度的な課題につきまして整理する必要性が今後、将来的にわたって出てくると考えております。その趣旨のことを、次の 6 ページの中段の黒ポツの 3 つ目のところに書かせていただいております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○黒川主査 ありがとうございます。

続きまして、KDD I から奈良谷マーケティング統括本部長にご説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○KDD I (奈良谷取締役執行役員常務渉外・マーケティング統括本部長) KDD I の奈良谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず 1 ページ目、「はじめに」のページでございます。「光の道」の実現によりまして、ブロードバンドはすべての世帯で利用され、いずれ国民に不可欠なサービスとなることが期待されておりますけれども、ブロードバンドが普及するまでの過渡期におきましては、「光の道」実現に向けてインセンティブを損なわないという視点で検討することが必要であると考えております。さらに、国民資産を継承し、国民負担によって電話網を維持してきた N T T 東・西殿が、メタルと光の二重投資をやめて、メタル撤去等によりましてコストを削減し、国民負担を最小化することが今回の検討の大前提であると考えております。

2 ページ目をお願いいたします。「基本的認識」の部分でございます。今回の検討に当た

りましては、これまでのユニバ制度の基本的要件、すなわち国民生活に不可欠であること、低廉な料金で利用できること、全国あまねく利用可能であること、という3つの要素を変更する必要はないと考えております。こうした認識のもと、先ほども申し上げましたように、ブロードバンドの重要性は高まりつつあるものの、まだまだ全世帯で利用される状況にはございません。

下の図の中ほどにありますように、電話からブロードバンドへの過渡期では、ユニバーサルサービスとして確保されるべきサービスは引き続き音声通話であると考えております。このため、現行の電話時代のユニバ制度の枠組みを継続することが必要であると考えております。なお、「光の道」では、光ファイバーが主であるものの、CATVや無線などのさまざまなアクセス手段が存在し、これらによって音声通話が可能となっております。音声通話の確保にあたっては、光以外の手段も含めて検討することが必要だと考えております。また、過渡期の制度は、下の図の一番右側にありますように、将来のブロードバンド時代のユニバ制度へとつなげるということも重要だと思っております。

次、3ページ目、ユニバーサルサービスの基本的要件とその範囲についてでございます。光IP電話だけでなく、IP電話は必ずしも加入電話と同等とは言えませんけれども、加入電話の主な機能であります緊急通報などの音声通話を提供し、同じ0AB～J番号を持っているものもでございます。したがって、音声通話という点では、加入電話と0AB～J-IP電話でも維持することは可能であります。ただし、局給電などの要件もございますので、国民のコンセンサスを前提としてこれらを緩和することが必要であり、お客様への事前周知も徹底することが必要となると考えております。また、その際には、全国あまねく責務を負っておられますNTT東・西殿がIP電話を提供しているエリアについては、これに対応するメタルを撤去して、加入電話がなくなったとしても最終手段を確保することが可能になると考えております。

次、4ページ、お願いします。メタルの撤去の件でございます。現行のNTT法を前提とすれば、加入電話がなくなったとしても、NTT東・西殿のIP電話が提供されている場合は、過渡期でも音声通話をあまねく確保することが可能であります。したがって、最初に述べましたように、コスト削減とともに「光の道」を加速させるためには、FTTHとセットになっているIP電話も含めて、これらに対応するメタル回線を撤去することが必要と考えます。

下の図の左側は現在の状況であります。現在のNTT東・西殿の光IP電話は、加入

電話の3分の1程度でありますけれども、今後、光IP電話が普及することによりまして、真ん中の図にありますような、加入電話との二重コストの部分が拡大いたします。さらにその右の図に示されるように、メタルを撤去することによりまして、二重になっている部分を可能な限り少なくしていく努力が重要と考えております。

5ページ目、お願いいたします。IP電話の位置づけについてでございます。メタル撤去を速やかに実現するために、IP電話をどう位置づけるかについては、そこにあります3通りの方法が考えられると思っております。いずれの方法もコスト削減を最大化できるということが重要になると思っております。①は、NTT東・西殿のIP電話のみを加入電話の代替的サービスと位置づける方法。この代替的サービスというのは、加入電話と品質が同等ではないため、ユニバーサルサービスにするには要件の緩和が必要になると思います。②は、NTT東・西殿のIP電話のみをユニバーサルサービスと位置づける方法。③は、全事業者のIP電話をユニバと位置づける方法であります。

これは、本質的には3つの案に大きな違いはないと思っております。①と②について申し上げますと、ユニバーサルサービスの要件に厳密にこだわることによりまして、IP電話に対応したメタルの撤去が限定的になって進まないならば、新しい概念を用いた整理の仕方もあるのではないかとということで、①の代替的サービスというカテゴリーを提案させていただきました。なお、③の課題は、多様な事業者を最終手段の提供者として確保する場合の仕組みが現行制度では存在しないという点が課題になると思っております。また、IP電話をユニバーサルサービスと位置づけるのであれば、音声通話部分についてのaffordabilityを確保するために、何らかの措置の検討が必要となると考えます。

次、6ページ、補てんの在り方でございます。NTT東・西殿の加入電話は、不採算地域を含めてあまねく提供する義務があるため、これに対する補てんが行われております。現行のユニバ制度は、不採算地域を含めた提供義務があるかわりに、そこに補てんをするという仕組みになっております。一方、IP電話については義務が課せられているわけではありません。経営判断に基づいて行われておりますので、現行制度で補てんする必要はありません。ただし、構造的に著しい赤字に陥ることになった場合には、別途、それを維持するために新たな枠組みを検討することが考えられます。

光IP補正につきましては、メタル撤去を前提とすれば未使用メタルのコストはおのずと削減され、加入電話コスト自体、全体が減少することから、補正が不要になると考

えております。また、高コスト地域の超高速ブロードバンドサービスの整備・維持につきましては、NTT東・西殿に限らず、民間の活力を生かして進めていくべきであると考えております。整備コストや維持コストをいかに賄うかについては、現行の加入電話を対象としたユニバ制度とは別に、新たな枠組みを創設し、今後検討を進めていく必要があると思っております。

次、7ページ、お願いいたします。ちょっと繰り返しになりますけれども、これまで申し上げてまいりましたまとめでございます。ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの過渡期におきまして、確保すべきサービスは引き続き音声通話。また、技術の進展によるネットワークの多様化・高度化という現状をとらえてコスト削減を実現することも重要であると思っております。そのためにも、現行のNTT法を前提として、NTT東・西殿のIP電話はユニバーサルサービスまたはその代替的サービスと位置づけ、メタルの撤去を可能とすることが必要であると考えます。その際には、NTT東・西殿は、すべての電話サービスをご利用になっているお客様のご負担を可能な限り軽減するためにも、メタルの撤去等によるコストの最小化に向けた努力を徹底していただく必要があると思えます。

以上を速やかに実行するためには、NTT東・西殿が光化を含むIP網への具体的な移行計画を直ちに明らかにしていただく必要があると思っております。なお、過渡期において、NTT東・西殿のメタルアクセスのNGN収容を認めるのであれば、これまでの競争の成果を損なわないよう、NGNについて公正な接続条件に必要な機能を開放すべきであると考えます。

このような過渡期な議論は、将来的には多様な技術によって実現されるブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度へとつなげることが重要であり、そうしたブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度については、次のフェーズで検討すべきであると考えております。

説明は以上であります。

○黒川主査 ありがとうございます。

続きまして、ソフトバンク、孫社長から報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） 検討事項として課題をいただいている点についてのまとめのお答えは、1ページに書いております。それぞれを詳しく説明したいと思

ます。

2ページを見ていただきたいと思います。まず、そもそも論として、メタルから光にパラダイムシフトする、これは50年に1回のパラダイムシフトだと。そのパラダイムシフトの時代に即したユニバーサルサービスを実施すべきだろうという点です。

3ページをごらんください。将来を見据えた議論ということで、現時点がありますが、今回のスコープ、そして「光の道」が完成した後の議論を分けて考えるべきであろうと思っています。

4ページをごらんください。「光の道」ユニバーサルサービス、イコール、これはブロードバンドアクセスでもあると思います。

5ページをごらんください。農耕社会から工業社会に変わって、情報社会に変わるということで、最終的な基本的人権は、単に音声の通話のみをユニバーサルサービスにするのではなくて、情報サービス全体を、アクセス権をユニバーサルサービスにすべきであろうと思っています。

6ページをごらんください。先進的な事例が既に例えばフィンランドというところで、この情報アクセス権を法制化して基本的人権に入れたという例が出始めております。

7ページ、ごらんください。世界各国でも同じような議論が今なされ始めております。

8ページ、ごらんください。「光の道」完成後という形で言いますと、「光の道」は税金を1円も使わずに100%のメタルを光に置きかえるということが可能で、そのときの物理的回線利用料は、現在のメタルの1,400円と全く同じ1,400円で光が実現できるということで考えております。つまり、1円も補てん金なしでユニバーサルサービスが実現できるということでございます。

9ページ、ごらんください。なぜ1円も補てん金が要らずに、税金の投入もなしにできるか。先ほどKDDIさんからも発表がありましたけれども、メタルと光の二重投資、アクセス網の二重構造になっていると、例えば維持費だけでも膨大な年間の維持費がかかるわけですが、年間5,000億の維持費の削減ができるということが見込まれております。これはメタルを全廃すればということでございます。

10ページをごらんください。そうすると、NTTのアクセス部門、つまりメタルと光の両方をやっている物理回線部門ですけれども、こちらが、現在2,500億の赤字

が3,000億を超える黒字になる。黒字になったアクセス部門がなぜ補てん金が必要なのかということでございます。ですから、補てん金は、現在メタルをやって高いコストで維持しているから、すべての国民にユニバーサルサービスの補てん金を強いている。携帯電話のユーザーにまでなぜかメタルの補てん金を払わせている。非常に非合理的なことが行われているわけですが、これが、メタルをやめてしまえばアクセス部門が大幅な黒字になるわけですから、すべての国民に今強いているユニバーサルサービス基金の補てん金がなくなるということです。

11ページをごらんください。こういうことで、光IP電話のユニバーサルサービスは認めるべきだと思っております。それを認めることによって、メタルの撤去が可能になり、「光の道」の整備ができ、結果的に国民がユニバーサルサービス基金の補てん金を払わなくて済むようになるということで、賛成しております。

12ページがその意味です。光IP電話を認めることは国民の負担を減らすことになるということでございます。

13ページです。したがって、今日、先ほどもNTTさんから、メタルの補てん金はむしろ拡大してください、なぜならメタルの回線数が減るからますますメタルは赤字になるので、メタルの補てん金を拡大してください、しかも、光は不採算地域に引くから光でも補てん金をください。これはもう火事場の大泥棒というのに匹敵する——言葉の表現、ごめんなさい——泥棒に追い銭と——これも過激——どちらにしろ、補てん金をください、くださいということを繰り返すというのは、国民のインフラを担う立場の者として言うべきではない言葉だと思います。

14ページをごらんください。光IP電話の要件。OAB～J、品質その他、書いてあるとおりでございます。

15ページです。NTTさんが主張しておられます、NGNのところだけは光化して、アクセス網、メタルを残す。これを許してしまうと、メタルの撤去が進まないということなんです。

16ページをごらんください。今までのメタルの世界においては、ドライカップで公平にアクセスできるようになっております。マイラインもあります。したがって、競争が可能なんです。しかし、今現在の光は、NTTさんは1/8分岐も提供しない、マイライン的なものも提供しない。したがって、競争が成り立たないという状況にあります。

17ページをごらんください。そういう、競争が成り立たない状況の中で、採算が合

う都会はメタルを黙ってどんどん——黙ってではないですが、みずからどんどん撤去している。撤去はするけれども、競争ができない状態のまま撤去している。で、不採算地域のところは、メタルで赤字で補てんしてください。つまり、それはNTTさんの独占性を拡大することになっている。

で、18ページをごらんください。我々が大変危険だというウオーニングを与え続けたとおりに、現在、NTTさんの光の世界における独占性がますます高まっているわけですけれども、これが今、NTTさんは、競争を事実上できない形で光化を進めておられますので、ますます寡占化が進む。現在89%と69%のところ92%になるというのが自明の理であると。光の危険性について申し上げてきましたが、その状況がますます加速するということになります。

したがって、19ページにありますように、アクセス網の分離が必要だということでございます。我々はメタルの撤去には賛成します。それはNTTさんの二重コスト構造をなくすためです。そのNTTさんの経営の状況を改善するのに、また国民負担を減らすのに協力するにおいて、やはりアクセス網が分離されないとイコールフットィングができないということでございます。

したがって、20ページですが、この光IP電話のユニバーサルサービス化というのは賛成いたします。メタルの廃止も賛成します。しかし、これは、アクセス網の分離ということがセットでなされない限りにおいては、いいとこ取りだけされると独占性がますます高まって、結果、国民はさまざまな面で負担を強いられるということになるということです。

21ページをごらんください。したがって、あるべき見直しの方向性としては、将来はブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス全体の範疇とし、補てんは1円もなしで実現でき、しかも、その3つの施策を同時に実現させることによって、国民のインフラがよくなり、コストが下がり、サービスがよくなって、しかも競争が高まる。いいところばかりだと思います。

それを行うにおいて、最後のページですけれども、NTTさんはアクセス網の分離も反対だというようなことで、「光の道」も賛成したのかしてないのかよくわからないという状況のままで牛歩をされようとしているように見受けられますが、なぜ牛歩だと感じるかというと、最後の2ページにつけておりますが、情報を開示しない。情報を開示しないことによって、具体的な実のある議論が進まない。そういうことによって、牛歩

することでよくなるというのがおかしいと思います。

以上です。

○黒川主査 どうもありがとうございました。

続きまして、ケイ・オプティコムさんからご説明をお願いしたいと思います。久保常務取締役、よろしくお願いいたします。

○ケイ・オプティコム（久保常務取締役） ケイ・オプティコムの久保でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目、弊社の考え方と書いてございますけれども、これは、我々はみずから光ファイバーを張って、その光ファイバーを活用してNTTと今まさに競争している。そういう事業者の立場で一言、意見を申し述べたいと思います。

まず1番目に、光IP電話と加入電話の競争環境ということで、光IP電話をユニバ化するときを考えていただきたいのは、今、光電話と加入電話、その競争環境が全く違うということ、それから、加入電話に対する代替性の問題、この辺を考慮してユニバ制度の対象とするかどうかということを検討する必要があると思います。その上で、目的や適用期間に照らして必要な範囲で見直しをすると。これが今回の見直しの在り方ではないかと考えております。

2 ページ目でございます。先ほど申しました環境の違いと申しますのは2ページに書いてございます。現行のユニバーサルサービス制度と申しますのは、NTT東・西に提供義務が課せられて、既にあまねく提供されてる加入電話及びそれを提供するためのアクセス設備を維持する、それを目的とした制度であるということでございます。しかし、光IP電話につきましては、その下に書いてございますように、FTTHとのバンドル提供が一般的であり、サービスエリアをまさに拡大中である。それから、複数事業者による激しい競争の中で利用者が大きく伸びているというのがこの現状で、光アクセスにつきましても、複数事業者による設備競争の中で、現にインフラを整備しておるといふ状況でございます。

そういう中で、光IP電話及びバンドル提供されているFTTHというのは、設備面、サービス面で複数事業者によって激しい競争が行われており、エリアも今、拡大中と。そういう中で光IP電話とFTTHは密接に関係しているということでございますので、光IP電話への影響がFTTHにもそのまま反映されるということから、両方の競争環境への影響を十分配慮して、この制度の見直しを検討していただきたいというこ

とでございます。

3 ページ目でございますけれども、競争環境に与える影響という意味で、光 I P 電話をユニバーサルサービス制度の対象とした場合、我々は、下に書いてございます営業活動に係る問題それからコスト負担に係る問題、この辺を懸念として考えております。特に、営業活動に係る問題につきましては、今まで N T T さんは適格事業者ということで、当然、メタルでほとんど 1 0 0 % のシェアを持っておられた。そのブランド力を生かして営業に活用されている。それが光 I P 電話にも及ぶと、さらに市場支配力を高めるということになりますので、その辺の懸念が大きく 1 つございます。

もう 1 つ、コスト負担に係る問題ということで、現状でも、N T T さんが F T T H の営業等に非常に多大の営業費用をかけておられる。そういう中で、その競争事業者である我々が N T T さんに補てんをするというのは、一般的に非常に理解しづらい構造ではないかと考えております。それと、F T T H とバンドル提供されているということで、F T T H と密接な関係にある光 I P 電話のコストを補てんするということは、F T T H の営業費用というところに金が回るということにもなりますので、その辺の懸念もあるということでございます。

光 I P 電話を仮にユニバーサルサービス制度の対象とする場合は、光 I P 電話・F T T H 両方の競争環境に影響が生じないように、制度設計自体の抜本的な見直し、会計の透明性の確保、営業面でのファイアウォール、その辺をきっちり、どうするかということを考えていただきたいということでございます。

4 ページが、加入電話に対する代替性の評価。これは今までも出ておりますので、特にご説明はしませんけれども、まだ完全にその代替性があるというわけではないと考えております。

参考資料として、6 ページに、携帯電話の加入電話に対する代替性を評価した数字を書いておりますけれども、今の段階で言えば、光 I P 電話より携帯電話のほうがユニバーサルサービスに組み入れるべきサービスではないか。なぜそれを検討されていないのか、我々としては、その辺が非常におかしいのではないかという思いでございます。

「光の道」ができるまでの移行期間での見直しということで、今回の見直しにつきましては、その移行期間の見直しであるということ、それからメタルからのマイグレーションの加速化を図るという点から——5 ページ目です——見直しの提案に書いてございます、①適格電気通信事業者の業務区域に係る要件の一部見直しということで、この辺

はNTTさんが主張されている内容でございます。仮に、光IP電話をユニバーサルサービスとするという場合は、基礎的電気通信役務に係る規制の適用除外ということで、基礎的電気通信役務を提供する事業者に対する義務の一部の適用除外についてもご配慮をいただきたいというようなことでございます。

結論的には、現状で光IP電話をユニバーサルサービス制度にするというのは時期尚早ではないかというのが我々の結論でございます。

以上です。

○黒川主査 ありがとうございます。

引き続きまして、ジュピターテレコムからご説明をお願いしたいと思います。

ジュピターテレコム、加藤取締役、よろしくお願いいたします。

○ジュピターテレコム（加藤取締役事業戦略部門長） ジュピターテレコムの加藤でございます。本日は、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。私のほうから、資料に沿いまして、私どもの考え方を述べさせていただきます。

まずはじめに、当社の全般的な考え方ということで意見を述べさせていただきます。ユニバーサルサービス制度は、通信の自由化の進展に伴い、サービスの維持に加え、競争中立性も重要なテーマであると考えております。「光の道」構想の実現に向けての過渡期である現在は、メタルと光アクセスの二重投資の回避などにより、結果的に国民負担を最小にすることが必須事項であると考えております。加えまして、このブロードバンドの進展を考慮し、事業者のインセンティブが損なわれないよう、また、独占回帰というようなことにならないよう、現在の特定事業者への補てん制度から、競争中立性を保つオープンな補てん制度への検討が必要であると考えております。以上により、「光の道」構想の実現のためにも、負担の最小限化及び競争中立性を前提とした議論が必要であると考えております。

以下、私どもの、今回のユニバーサルサービス制度についての意見を述べさせていただきます。

2ページをごらんください。まず、ユニバーサルサービスの対象といたしましては、PSTN電話と同等の便益を持ったOAB～J-IP電話全体を対象とするというのが適当と、私どもは考えております。サービスの顧客便益性を考慮した場合、光IP電話に限らず、現PSTN電話とほぼ同等とみなされるすべてのOAB～J-IP電話が対象であり、物理的なアクセスの形態、光ファイバー、メタル、同軸等々は関係ないと考

えております。

次に、緊急通報の取り扱いについては、国民生活上の重要性は同等と考えるため、引き続き、0AB～J-I P電話から発信される緊急通報も対象であると考えております。なお、無線につきましては、普及状況とか料金水準の観点で、まだ対象ではないと考えております。

次のページをごらんください。ユニバーサルサービス基金の在り方についてですが、コストの算定につきましては、メタルのI P収容も含め、合理的な方法で最低限になることが必要だと考えております。まず、光I P電話をユニバーサルサービスの対象とする場合の補てんにつきましては、現在のルールどおり、適格電気通信事業者への補てんが対象になると考えておりますが、コストの補てん額の算定方法は、PSTN電話と0AB～J-I P電話ではネットワーク形態等々も異なるため、新たな検討が必要だと考えております。なお、コストの算定は、メタルのI P収容も含め合理的な方法で最低限になるということが必要であり、今回の二重投資の回避によって、現水準と同等またはそれ以下になるということが必要ではないかと考えております。

次に、加入電話の補てん額の算定方法の見直しにつきましては、二重張りの負担を考慮した現行の補正は一過性なものであり、あわせて見直し、廃止というものが必要ではないかと考えております。

続きまして、次のページをごらんください。私どもの案では、0AB～J-I P電話がすべてユニバーサルサービスということで、基礎的電気通信役務事業者となることを前提とすると、その規制、約款届出、揭示義務、各種報告義務などの、現在課せられているものの大幅な規制緩和が必要と考えております。加えて、現在0AB～J-I P電話で行われている相対契約についても、留意することが必要だと考えています。ただし、補てんを受ける適格電気通信事業者は、公正競争促進のためにも、現行以上の義務・規制、特に会計報告の峻別化による透明性を担保する必要があるとは考えております。

最後に、ブロードバンドサービスについての適用、将来的なところということになりますが、現行制度とやはり類似した運用補てんのスキームが必要であると考えております。「光の道」構想では、未整備の約10%の基盤整備方法について検討が行われておりますが、その中には運用補てんが必要な不採算地域も含まれていると、我々は考えております。当社は、ここにおいては、公設民営等での基盤整備を提案し、民間企業が地

域ごとに自由に参入できる形態をといることを主張させていただいております。ここで
の問題点は、特定事業者への補てんは公正な競争環境をゆがめることとなり、地域をま
たがる大手事業者の採算－不採算地域間の利益補てんは、競合事業者ばかりか、不採算
地域のみ参入事業者にといても不公正になると考えております。よって、自由な参入
形態を確保するためにも、運用補てんは事業開始当初から行われることが適当であり、
これにより、体力のある大手事業者との公正な競争が担保されるものと考えておりま
す。

私のほうからは、以上で意見の陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○黒川主査 ありがとうございます。

続きまして、全国地域婦人団体連絡協議会から説明をお願いしたいと思います。

全国地域婦人団体連絡協議会、浅野幸子さん、よろしくお願いいたします。

○全国地域婦人団体連絡協議会（浅野事務局員） 全国地域婦人団体連絡協議会、浅野で
ございます。よろしくお願いいたします。

まず、消費者の意見ということでございますけれども、今、議論の前提の1つとして
取り上げられております「光の道」構想そのものについてでございますが、まず国民の
声というものにもっと耳を傾けて、丁寧な議論をしていただきたいと思います。と
思っております。もちろん、さまざまな将来的な構想とか活用の在り方というのは十分理解できる側面も
あるのですが、ブロードバンド網整備率は家庭の90%に達しておりますが利用率は3
0%というのが現実でございます。もう1つは、総務省のタスクフォース「光の道」構
想の検討のプロセスの中に、消費者の代表というものが参加しておりません。周囲のブ
ロードバンドの利用率とか利用環境を見ましても、どこまで今、現段階で国民が求めて
いるのかということころは、もっともっと丁寧に議論されるべきではないかと考えます。
また、そのインフラの整備に際しましては、民間主導が原則であると考えております
が、やはり、商業ベースになかなか乗りにくい地域につきましては、一定の条件のもと
で公的支援というものも必要になってくるのではないかと考えます。

次に、IP電話についてでございますが、ユニバーサルサービスの対象につきまして
IP電話を加えるということの議論自体は、やはり必要であると考えます。メタル
とIP網が現在混在している中で、確かに無駄なコストがかかっているということは認
識しております。ただし、今、現状、移行しているような状況におきまして、ではすぐ

にその補てんの対象にすべきかという、それはまた別の議論なのではないかと考えております。一方的に消費者のほうに単純に転嫁をしながら移行していくというような発想につきましては、やはりなかなか納得のいくような内容ではないと思いますので、そのあたりの制度の在り方も含めて、慎重に議論をしていただきたいと思いますと考えております。

その移行に当たって、ユニバーサルサービスとして維持していくとしたときのコストについてでございますが、やはり、本来の法の趣旨に合いますように、事業者が負担するという形にすべきであると考えます。先ほど申し上げましたように、「光の道」構想にはそもそも消費者が参加していない。で、現時点でどこまで国民のニーズというものが高まっているのかということころは、やはりもっと議論が必要であろうと考えます。また、コストについて議論する際には、やはりきめ細かい情報の開示——先ほどソフトバンク社さんからもご指摘がございましたが、実際どのようなコストがかかっているのかとか、将来見通しも含めてあらゆる情報が提供されてこそ、公正な議論ができるのではないかと考えます。

最後に、現行制度の評価も含めてまとめてまいりたいと思います。I P 電話も含めた新たなユニバーサルサービスの制度を検討するには、まずもって現行制度の評価をきちっとすべきではないかと考えます。現在でもその制度について国民が深い理解をしているとはなかなか言えないのが現状であろうと考えます。審議会等、その議論のプロセスにおきましても、国民にわかりやすいような議論のプロセスがあったのか、言葉の使い方も含めて、そのあたりも含めて考えていただきたいと思います。

今後、I P 電話について、ユニバーサルサービス制度の対象とするかどうかといったような議論をする際にも、同様に、十分な情報開示であるとか、接続料算定方式の在り方だとか、やっぱり丁寧に議論するべきだと考えます。

最後、書いておりませんが、そもそもユニバーサルサービス基金制度につきましては、事業者の負担をそのまま消費者に転嫁するというような制度ではなかったと認識しております。ところが、現状、それはそのままストレートに消費者のほうに転嫁するような形になっているのかなと認識しております。ほんとうに国民のニーズが「光の道」構想、それからI P 網の全国的な整備というところにどれだけあるのかという現実と、その二重コスト構造をどうするかという話はもちろんあるんですが、そもそもどこまでニーズがあるのかという、現状に立ったときに、I P 網の整備というものにつきましては、現時点ではやはり、どう考えても、通信事業者さんの事業の先行投資的な側面がか

なり大きいんであろうと考えます。そう考えたときに、やはり、コストを事業者が負担するというのは当然のことであろうと思いますし、それが単純に消費者に転嫁されるということがないように、そこはぜひきちっとご議論いただきたいと考えております。

以上でございます。

○黒川主査 ありがとうございます。

最後になりましたが、全国消費者団体連絡会から田中隆代さん、ご報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○全国消費者団体連絡会（田中事務局員） 全国消費者団体連絡会、事務局の田中と申し上げます。よろしく申し上げます。

はじめに、総務省は、2015年に光ファイバーによるブロードバンド網普及率100%を目指す「光の道」構想を表明いたしました。しかしながら、多くの国民にとって、何が行われるのか理解は進んでいないのではないかと思います。そもそもブロードバンドとは何か、100%普及を進める目的は何か、ブロードバンド網の100%整備が国民（利用者）にどのようなメリットとデメリットを与えるのか、具体的な接続方法や活用方法など、国民、特に高齢者への丁寧な説明を行うことが、最も重要な施策と考えます。

②次に、国土の90%に光ファイバー網は整備されております。しかしながら、その利用率は30%を超えていないとの指摘もあります。このまま「光の道」構想を実現に向けて施策化した場合、地上アナログ放送から地上デジタル放送への完全切りかえと同様に、普及に向けて税金を含めた莫大な資本の投下が必要となり、また、消費者被害の発生も予想されます。国民への丁寧な説明を行い、理解を促進すべきです。

次に、ユニバーサルサービス制度の対象。①現在、ユニバーサルサービス制度により、国民は1電話番号ごとに8円の負担をしております。国民はこれを積極的に受け入れているというよりも、仕方なく、もしくはユニバーサルサービス制度自体を理解することなく費用負担をしているのではないのでしょうか。ユニバーサルサービス自体について国民にわかりやすい説明を行ってください。

今さらなんですけれど、きのう、インターネットで「ユニバーサルサービス制度」といろいろ検索してみました。今日のヒアリングにも出ていらっしゃる会社の、KDDIさんなんですけれど、その公開情報がとってもわかりやすかったと、うちの事務所でみんなで見ました。というのは、何でわかりやすかったかといいますと、そこにきちん

と請求書イメージということで、実際に私たちの家庭に届く料金表、正式なのは料金項目集計表ですか、これがきちんと載せてあって、きちんと1つ1つ説明がついておりました。実は、私たちは、ユニバーサルサービスの電話料金を支払っているというのは、この明細表を見てからやっと気がつくというようなありさまであります。これが載せてあるのはこの会社だけでした。

それから、今は1電話番号ごとに8円の負担ですけれど、これが将来的に、漠然とですが——これは個人的な感想ですが——だんだん値上がりしていくのではないのだろうかと思っております。きのう、事務所で、ユニバーサルサービス制度の料金について何人かに聞いてみました。「国民が全国一律の基礎的サービスを受けるためなら仕方がない」という人が1名。「ちゃんと説明されているとは思えません。でも、説明されて納得した上でなら払う」、これが1名です。五、六人しかいませんでした。それから、最後に、「有無を言わず天引きされているのはおかしい。払いたくない」、これが残り全部でした。先ほどから申しておりますように、私たちにわかりやすい説明を行っていただきたいと思っております。

②なぜ光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象とするのかについて、「光の道」の普及実現に向けた具体的な措置の1つとして位置づけられていることとあわせて、国民にわかりやすい説明を行ってください。

実際に固定電話の加入は減少しており、そう遠くない将来、光IP電話に一本化されることは予想されます。したがって、①と②で挙げた内容を踏まえた上で、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とすることに賛成します。

なお、次の点において対策を講じることを求めます。

消費者にとっての光IP電話のメリットとデメリットを国民に広報する。ブロードバンドサービスを必要としない国民に対して、ブロードバンドサービスと契約をせずに利用でき、料金面で加入電話と同等水準の光IP電話が用意されていることを広報する。もし、そのサービスが一部の地域でしたら、それを今後、日本中に広げていただきたいと思っております。③緊急通報の取り扱いについて、光IP電話をユニバーサルサービスの対象とした場合、光IP電話から発信される緊急通報も、加入電話同様、ユニバーサルサービスの対象とする。光IP電話のデメリット——デメリットという言い方ですけど——停電時に使用できない、それから、接続できない番号がある、利用できないオプションがある、そこを解消していただきたいと思っております。

以上です。

○黒川主査 どうもありがとうございました。

ご報告の方々のご協力がありまして、想定時間よりも20分近く短縮されて終わりました。ありがとうございます。

質疑・討議

○黒川主査 それでは、早速、こちらサイドというか構成員のほうからご質問やご意見をいただきたいと思いますが、早目に退席されるとおっしゃられている國井先生と藤原先生から最初に、今日のことについて、もしご質問あるいはご意見があればお願いしたい。

國井先生、お願いします。

○國井専門委員 まず最初に、ソフトバンクさんにお伺いしたお話は、非常に説得力があるんですが、今、消費者団体からのご指摘にもあるように、光IP電話のデメリットもあるわけですね。これに対してどう思われるか。技術の進歩で、安くなるとかサービスが広がるとかっていうのであればいいんですけど、サービス部分でちょっと課題がある。これについて、かなり消費者の方は、このデメリットが大きいと考えていらっしゃる——先ほどのご説明だとそうだと思うんですけども、それに関してどのように考えてらっしゃるのか。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） ご質問があったのでお答えします。基本的なデメリットとしては、もし光IP電話になってユニバーサルサービス基金の負担——先ほど、有無を言わず8円取られているという話がありましたが、この負担が増えるということになったのでは非常にデメリットだと、明らかなデメリットだと思います。それは絶対に許してはいけません。また、そういうことをしなくても実現できるということ、具体的な実現方法を私は少なくとも提示しております。

ですから、現在かかっているメタルにおけるユニバーサルサービスの補てん金もゼロにする。そして、光のIP電話の補てん金もゼロにする。両方ともをゼロにするということができれば、消費者の皆さんにとって、まず一番わかりやすい現在のデメリットの部分なくなる。その上で、税金を1円も使わずに「光の道」が実現できて、なおかつ「光の道」の利用率として、ブロードバンドサービスを使いたい人はどうぞブロードバ

ンドサービスを、ブロードバンドサービスは要らない、光 I P 電話だけを今までのメタルの電話と同じコストで同じ使い方で、今までなれ親しんで使っている黒電話がそのままアダプターでぷちっとさせるということになれば、利用におけるデメリットがない、コストのデメリットがない、無理やり強制されることがない、その上、光の利用率は100%になる。

なぜなら、光 I P 電話として利用できるから。ブロードバンドで使う、または光 I P 電話としてブロードバンドを強制されることなく、今までの黒電話と同じ料金、同じ使い方で使えるのであれば、何もデメリットがない。唯一あるのは停電です。停電問題が唯一ある。これは、現在の光 I P 電話全部に共通していることで、現在 N T T さんが提供している光 I P 電話も同じ問題があります。ただし、これは具体的に技術的な解決方法がありまして、そのアダプターの中に10年ぐらいもつ電池を入れることによって、通常の現在の日本の電力会社の高品位の電力サービスの中では十分にもつ。10年に1回、電池を入れかえればいいということで、その問題も解決できるということでございます。

したがいまして、基本的な光 I P 電話におけるデメリットはない。ただし、それは、N T T さんがおっしゃっているようなやり方で補てん金をさらに増やしてくださいと、こういうようなやり方あるいは公設民営ということで——公設といっても、結局、地方の財政の苦しいところにお金を払ってくださいということですから、これもあつてはならない。つまり、直接・間接どちらであったとしても、税金を1円も使わずにメタルと光の二重コスト構造をなくすことによってユニバーサルサービスの補てん金もゼロにして、なおかつ今までどおり使えるということであれば、デメリットなしで実現できるということでございます。

消費者に配慮を。私は全面的に賛成でございます。説明が足りないということについては、ぜひ説明を増やしたいと思います。

○国井専門委員 よろしいですか。すみません、舌足らずで。今までの話は確かにご説明があったんですけども、接続できない番号があるとか利用できないオプションとか、これに関していかがですか。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） 利用できないオプションというのはほとんどないです。それから、接続できない番号なんてあるか？

○国井専門委員 料金を……。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） テレゴングってあまり使われているのかどうか知りませんが。（笑）最近、インターネットでいっぱいツイッターだ何だでありますから、今さらテレゴングとかそういうのはあまり要らないと思うんですけども、そういう非常に特殊なものを除いて基本的なサービスは全部できるということでございます。

○黒川主査 いいですか。

○國井専門委員 結構です。

○黒川主査 じゃあ、藤原先生。

○藤原専門委員 全体を伺っておりまして、事業者の間でかなり共通している認識があるような事業者もいらっしゃるし、それから、例えばソフトバンクさんはかなりユニークな主張をなさっていますが、これは他社とは相当毛色が違うんですね。その、例えばNTT対ソフトバンクのご議論なんかを実はゆっくりと伺ってから、ほんとうは発言したほうがいいかもしれませんが、途中退席いたしますので、とりあえずそういう大きな問題はちょっと棚上げさせていただきまして、私が伺いたいちよろちよろした細かい点で恐縮でございますが。

まず、NTT東さんのご報告の中で、これは将来にわたることでもありますから、いつ頃というふうな目途はなかなかつけにくいかもしれませんが、例えば6ページの（3）の2番目の、「適格電気通信事業者が、加入電話と同程度の料金水準の光IP電話を提供している状況となった場合」というのは、大体どういうぐらいの時点とどういう状況を想定しておられるのかとか。あるいは、ソフトバンクの批判の中にもあったんですけども、メタルをNGNのところに入れるという話がありますよね。それは、そういう判断というのは、具体的にどういう状況のもとでそういう判断をなさるのかとか。あるいは、どれぐらいの件数が出てくるかというのをある程度伺ってイメージをつかみませんことには、大きな流れで本当に本来のNGN的な「光の道」で行く部分と、メタル性を部分的に残す部分とが、どれぐらいのパーセンテージなりどれぐらいの要件のもとでそういうことが行われる可能性があるのかとか。そういう、両者の切り分けの基準のようなものがもしあれば、こちらが伺っていてイメージがつかめるようにご説明をいただければ幸いです。

○NTT東日本（中川取締役経営企画部長） 最初の、同程度の料金水準の光IP電話を提供している状況となった場合ということでございますけれども、資料の中でもご説明しましたが、今、現実的に、例えば東日本でいうと、岩手県の住田というところで1、

600人のお客様にしか1,800円の電話というのは提供できていないというのが現実でございます、それ以外は、いわゆる私どものサービスでいいですと「フレッツ光」というサービスと、それからひかり電話の料金というのを重ね合わせた料金でご提供させていただいていると。全国3分一律8円という通話が、今、それで実現できるということなんでございますが、そういう観点で、もともと同じ設備の中で基本的にはそれを提供する仕組みでございますので、1,800円とか2,000円とかということによって全国どこでも同じ料金の光IP電話がいつごろでき上がるかということについては、正直申し上げて、今現在、申し上げられるような状況ではないと思っております。

もちろん、私ども、いろいろな意味でのご相談というのを進めながら、それに1歩ずつ、少しずつではあるが近づいていかなければいけないと思っておりますが、かなり差がありますので、そのところには相当時間がかかるなと思っております。したがって、この、適格事業者で判断できることと言っているのは、例えば具体的に言いますと、それこそ住田町というところできているときに、そこで私はどうしてもメタルの電話がいい、欲しいとおっしゃるお客様に対してどういうふうに我々は対処させていただけるんでしょうかということ、整理していただけるとありがたいと申し上げているということでございます。

2つ目は、メタルの回線をNGNに收容するという議論は、これは実は技術的に今、検討している段階でございます、これまたちょっと、今、いつごろにどれぐらいの数がどうなるかということについては申し上げられる段階にはございません。基本的には、実はマイグレーションをどう考えるかということについては宿題をいただいているようなこともありますので、しかるべくその辺はご説明、ご報告していくことになると思うんですけども、コアのネットワーク側の交換機がPSTNと言う加入者回線交換方式の交換機というのが、もう寿命がいつごろ来るかというのは大体見えております。それからもう1つ、アクセス側のメタルというのがどれぐらいもつのかということについてと、比較考量しますと、やはり交換機側のほうが早くそのエンド・オブ・ライフを迎えるだろうということが見込まれますので、そうなったときにどのようにするかという議論の方法論の1つとして、そういう装置を置きまして、IP系の交換機に收容するというような方法がないものかということ、今、検討しているというところでございます。

それが一体幾らぐらいかかるものなのかとか、どれぐらいの收容ができるのかとか、

その機能というのはどこまでのことができるようになるのかとかということについては、まさに研究開発的なレベルを今やっているところなものですから、先生がおっしゃいましたように、いつ頃どれぐらいのイメージでどんなものかというようなことについて、まことに申しわけないんですが、今の段階ではっきりとこういうふうになりますということとは申し上げられる段階にないということ、ご勘弁いただきたいと思っております。

○藤原専門委員 そうしますと、最初のほうの質問については、いわばバンドルサービスでF T T Hをやっているというのであれば、なかなか料金水準が現在の電話並みにならない。じゃあ、アンバンドルしてなるかということ、それはちょっと見通しが無いという、そういうふうなご感想と受けとめてよろしいですか。

○NTT東日本（中川取締役経営企画部長） いや、アンバンドルすると、多少、ネットワーク部分のコストですとかそういったものは除いて考えるので、相対的には安くなると思うんですけども、それが、じゃあ今の電話料金と比べたときにどのレベルにあるかと申しますと、やはりなかなか難しいレベルにしかまだないというのは事実でございます。そういう意味で、こちらでそういったものができた段階でいろいろな制度論としての議論はしていただければいいと思いますが、ちょっとまだその段階ではないのかなと思っているということです。

○藤原専門委員 次の質問、よろしいですか。

○黒川主査 はい、どうぞ。

○藤原専門委員 KDDIさんの4ページのところで、この箱の中ではありますが、現行のNTT法を前提とすると、加入電話が提供されなくなったとしても、NTT東・西によってIP電話が提供されているとオーケーじゃないかというご趣旨がありました。これは、実は審議会で、再三、私が、NTT法の解釈をめぐって今まで事務局と議論したところなんですけども、事務局の解釈は、KDDIさんがここに書いておられるような解釈ではなくて、加入電話が想定されていて、IP電話は現在のNTT法のイメージしているあまねく電話役務には入らないなんていうような解釈だったように記憶しているんですけども、KDDIさんは、そうではない、積極的にIP電話で代替してもちゃんとNTT法には抵触しないというような、そういう解釈を確信を持ってここで主張して下さったんでしょうか。

○KDDI（長尾執行役員渉外・広報本部長） KDDIの長尾です。お答えいたしま

す。

厳密な法解釈という意味では確かに異論もあろうかと思えます。ただ、現実の問題として、IP電話が提供されているという事実を踏まえれば、いわゆるユーザーさん、国民の利便を確保するという上では認めてもいいのではないかという趣旨でございます。そういう意味で、ユニバーサルサービスということについての定義も議論しなきゃいけない。ご説明の中でも申し上げたように、場合によっては、これは代替的なサービスというふうな位置づけにしたほうがいいのかもわからない。その辺も含めて、ここは広く皆さんでご議論をいただく必要があるのかなと思っております。

いずれにしても、我々としては、今のまま、ユニバーサルサービスも含めて全体のコストが下がらないという状況では、国民の利益に反するという観点からして一番大きな問題は、やはりメタルの撤去をしやすくする環境を早くつくっていくべきではないかと、そういう観点から今回のご意見も出させていただいているとご理解ください。厳密な法解釈については、申しわけありません、必ず確信があつてということではございません。

○藤原専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

もう1点、5ページの、IP電話の位置づけということで、今回のこの審議会の答申の中にここまで詰めるかどうかはまだはっきりしないと思うんですが、この③の選択肢ですね、つまり、現行ですと、かつてユニバーサルサービスを議論したときは、事業者ヒアリングにおいてもあるいは審議会の中でも、NTT東・西だけじゃなくて他の事業者もユニバーサルサービスの担い手になり得るんじゃないかというような議論があったんですけども、政省令を決めるときに、結果的にはNTTだけになっちゃったんですね。ところが、このペーパーでは、③で、全事業者のIP電話についてユニバーサルサービスとして位置づける選択肢もあり得るというふうなことで、議論なさっておられます。これは、もちろん留意しなければならない点というのを下に幾つか挙げておられますし、必ずしもKDDIが名乗りを上げたいということではないとは思いますが、KDDIさんのお立場として、この③の選択肢というのはどの程度の比重でお考えでしょうか。

○KDDI（長尾執行役員 渉外・広報本部長） これは、制度そのものの本来の意味というところから、将来のことを考えるとという前提で要件をお考えいただければと思います。本来、ユニバーサルサービスというのは、国民全体で不採算地域の公共的なサービスを支えていきたいと思いますというサービスであるべきだと。したがって、今、現状ではN

NTT東・西さんしか、事実上、適格事業者にはなり得ない構造ではありますが、そういった状況が将来にわたって固定的に続いていくのかどうか。将来、ブロードバンドアクセスといったところも機能していくという中では、いろんな事業者がその担い手になり得る環境、新しい技術も出てきているということを踏まえて、そういったことを想定しながら書かせていただいております。本来であれば、NTT東・西さんだけに頼るのではなくて、それなりに可能性のある事業者はすべて担い手になり得るんだというつもりで制度設計をしていくのが、本来、このユニバーサルサービスを維持していく上でのあるべき考え方ではないかということで、頭出し的に出させていただいたとご理解いただければと思います。

○藤原専門委員 どうもありがとうございます。

○黒川主査 私も今、KDDIの3番目の考え方というので、私のときの委員会では決まったと思ってたんですね。いつの間にかというか、NTT東・西さんになっているんですけども、この、何ていうか、NTT法の基本的な解釈を、そのときの考え方を変えなきゃいけないと思うからこの委員会ができていくということもあるわけですね。これはだれが一番……。

○事務局（古市事業政策課長） ちょっと1点だけ補足させていただきますと、先ほど、藤原専門委員から、NTT法のいわゆるあまねく電話については加入電話しか該当しないかということについて、事務局として、それしか該当しないというような整理をしているということではなくて、当然のことながら、市場の変化であるとか環境の変化の中でいろいろなサービスが出てくる中で、それを踏まえながら、今のNTT法に規定されているあまねく電話というのは具体的にどういったものが該当してるかというものは、個別に判断をしていくということかなと思っています。その前提として、ユニバーサルサービス政策委員会あるいは電気通信事業政策部会でのご議論も踏まえながらということかなと思っています。

それから、現在、電気通信事業法においては、ユニバーサルサービスというのは基礎的電気通信役務として整理をされておまして、これは、基礎的電気通信役務を提供される事業者の方々は、その業務区域内においては、公平、安定的に提供していただきたいというルールがあるということでございます。それに加えて、適格電気通信事業者に指定された事業者の方々については、ユニバーサルサービス基金においてある一定程度コストの補てんをしていくというような制度が別にあるということでございます。

- ソフトバンク（孫代表取締役社長） ちょっとよろしいでしょうか。
- 黒川主査 はい。
- ソフトバンク（孫代表取締役社長） 先ほどのNTTさんのお答えの中で、光IP電話でユニバーサルサービスを一部代替して提供するときに、今のメタルの電話と同等の価格でできるかどうか分からないというふうにお答えになったような気がしたんですけども、何かもじもじよして僕もよく理解できなかつたんですが、どっちなんですか。「ユニバーサルサービスとして光IP電話でもメタルのかわりに提供させてください。でも、値段は幾らになるかわからない。値段は幾らになるかわからないけれども、メタルのかわりに光IP電話でします」。そうやって言われたお客さんの地域は、無理やり高い電話をかわりに強いられると、こういうことになるんでしょうか。
- 黒川主査 ごめんなさいね。こういうの、何か、NTTの副社長は空中戦とおっしゃってたので、あまり今日はしないようにしようと、私はそれを義務としようと思ってるんですが、今の点について言うと、幾らぐらいになるかというのは、さっきは何となく、岩手のケースしかないので、これぐらいしかありませんということの議論だったんですけども、もう少しこれを抽象的に言葉で言うとうどういうことになりますか。
- NTT東日本（中川取締役経営企画部長） 現在の加入電話の料金並みのIP電話サービスを、今の光の設備のもとで提供できるかどうかということだと思っておりますが、それは今の段階ではまだできないだろうと思っております。そこまでコストが対処できないというか、対応できない状況でございます。という意味で、高い料金で光IP電話でユニバーサルサービスになるのではないかとこのつもりはさらさらございませんで、ユニバーサルサービスというのは、冒頭から申し上げているように、3つの要件というのが大事なことだと思っておりますから、光IP電話が加入電話と同じような低廉なサービスとして提供できるようになれば、ユニバーサルサービスとして認めていくということになると思いますが、今現在ではそのめどはちょっと立っていないし、全国的にそれが展開できるということではないと私どもは思っております。今はそういう状況です。
- 黒川主査 わかりました。これ、ソフトバンクは1,400円だって、そうおっしゃってましたね。
- ソフトバンク（孫代表取締役社長） はい。
- 黒川主査 さて、お二人、早く帰られる方を先に優先してしまいましたけれども、この後は、構成員の皆さんとか今日参加されている方、自由に手を挙げて、まだ40分ほど

時間がありますので、そこで議論したいと思いますが、最初にそれじゃあ長田委員からいきましょう。

○長田専門委員 KDDIさんに質問させていただきます。

4ページのところに、「FTTHとセットになっているIP電話も含めて」ということが書いてあって、「これらに対応するメタル回線を撤去すべき」というふうにご提案になっています。これは、我々消費者側からしますと、先ほどのご議論の中にもありましたけれども、高い料金のままそれが提供されているから、メタルが撤去されてしまうということは非常に影響が大きいことだと思います。で、5ページのところで、そこを「加入電話と同等の料金の担保に向けた何らかの措置の検討が必要」というふうに書いてらっしゃるんですけども、これは具体的にどういうものを想定してお書きになっているのか教えてください。

○KDDI（長尾執行役員渉外・広報本部長） 具体的にというところをまだあまり申し上げられるような状況ではないんですが、1つの考え方としては、その5ページの※1に書かせていただいておりますけれども、IP電話の単独サービスがメニューがあるということがあって、その料金がさほど高いものではないと。いわゆるaffordabilityが確保されているというレベルで約款が用意されているということであれば、そこは、具体的に言うと、今、FTTHセットメニューで利用されているユーザーさんが、いや、もう電話だけでいいということで契約を変えたいといったときに、今現在は、そういうお客様のためにメタルを維持されていて加入電話に戻れるという状況になっているんですけども、メタルがなくても加入電話同等のサービスが維持できる、ほぼ同等の料金水準でできるということであれば、メタルの撤去をこれから加速していてもいいのではないかと。ただ、局給電の問題であるとかいろいろ、今、加入電話交換機で実現されている機能が使えなくなるということについては、当然、国民的な理解というものが前提になると思いますし、そのことについて、広くユーザーの皆さんに周知をしていくということは極めて重要だという認識は持っております。

○長田専門委員 それは、FTTHに既に入っているお客様がというふうにおっしゃいましたけれども、私の感覚から言えば、メタルだけでいた人たちが、周りはどんどんわりとFTTHになってるんだけど自分はメタルだけで全然オーケーという人が、でももうFTTHが一応サービスとしては提供されているんだからっていつかはがされてしまうということになるのではないかというふうに思ってます。

○KDDI（長尾執行役員渉外・広報本部長）　そういう何らかの強制力を持って移行を進めていくということは、現実的にはあり得ないと思いますので、そこは、今、現状では、少なくともユーザーさんの選択でF T T Hに移るということが大前提という状況でのお話としてご理解いただければと思います。

○黒川主査　いいですか。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長）　一言。今のご質問に横からお答えしていいでしょうか。少なくとも私が具体的に提示している「光の道」の実現方法においては、電話しか要らないという方も、今までの電話のコストのままですし、ADSLしか要らないという方も、今までのADSL以下の値段でブロードバンドサービスが得られると。そういう形で、光を税金を1円も投入せずに行えるということであれば、不利益を得る消費者は1人もいない。そして、税金を1円も投入しないということであれば、1人も損する人がいない。だから、メタルを引きはがすときに、今まさにご指摘されたように、電話しか要らないという人に無理やり高いものを押しつけるというのは、絶対にあってはならないことだと。少なくとも私の提案の具体的方法であれば、今ご指摘の懸念については満額回答できるということでございます。

○黒川主査　今、KDDIへの質問だったんですけども。

さて、今度は東海先生。

○東海部会長　いろいろございますけれども、ほかの委員もたくさんいろいろと質問をしたいと思っておられると思いますので、簡単に、基本的なことを1つだけ、NTTさんにご説明をいただきたいと思っております。

このたび私どもがこの議論をしなければならない課題というのは、もう明らかなごとく、光IP電話をユニバの対象にするかどうかということ。しかも、それは、現行の制度を前提とした上に、そこに取り込めるかどうかということを考えるということと、私は理解をいたしております。で、加入電話との代替性ということも意識しているわけでございます。

今日、いろんな方のご説明を承りましたけれども、NTTさんを除く4社事業者とそれから2消費者団体の方たちのご意見は、そういった基本の入り口のところについては、この光IP電話についての議論を、ユニバの対象としてこの移行期——移行期ですから、これからすぐ間もなくの段階を対象として議論してくださいと、構わないんじゃないですかと、いいんじゃないですか、先を見据えてと、「光の道」を意識してというような

ことを、皆さん、一応、賛同されている。もちろんいろんな条件をつけておられます。あるいは、違ったアイデアも出しておられます。しかし、そういうふうにして私は承りましたが、NTTさんだけは、そのご説明のすべてが、全部、「公設民営のIRU方式」という形容詞を全部くっつけておられて、それで説明しておられるんです。

では、NTTさんは、今、そういったものを除いた、外した光IP電話についての、現在の移行期におけるユニバの対象とすることについてはどうお考えかというのは、実は、私ども、全く承れなかったように思います。まあ、はぐらかされたのかどうかわかりませんが、その点についてしっかりとここでご議論いただきませんか、お話しただけませんか、先に進まないと思っております。その際、先ほど来、「今、サービスを提供し得てない」というようなことをおっしゃるかもしれません。実は、もともと、現行の仕組みというのは、NTTさんが既にファシリティーをきちんと設置されて、その高コスト地域の最低限のところについてどうしても維持したいということで、ユニバという制度をつくって、基金をつくって補てんをするという形をとったんです。ですから、既にもうサービスが提供されているんです。そこを対象にした。

今度の議論というのは、先々のほうの「光の道」構想というものがあって、それを後押しをする。現在30%の加入率でしょ？ そうなると、それを後押しをするという逆向きのベクトルを持ってるんです。その矛盾性を打開しながら、これをユニバの対象とすることについてどうですかという課題を与えられていると、私は理解しております。そのあたり、少し、NTTさんに明快にお答えいただきたいと思っております。

○NTT東日本（中川取締役経営企画部長） 音声のサービスとして、加入電話と光IP電話というのが非常に代替性が強いし、それを今の現時点で国民に必要なサービスと位置づけて、それを3つの要件に照らして提供できる手段は何かということで、ユニバーサルサービスとして加入電話が規定されているものだと私は思っておりますが、そういう意味では、音声を不可欠のものという意味合いにおいて、光IP電話というのはその要件を十分満たしている。まあ、一部足りない部分もございます。

ただ、その要件のうちの極めて重要な低廉性とかということについて、まだそこに至っていないという現状でございますし、それが、移行期がいつまで続くかという議論はあろうかと思いますが、じゃあ5年以内あるいは10年以内で、その水準まで持ってくるのか。あるいは、もとよりメタル側がどういうふうになるかという議論はちょっとおいて、そこまで行くのかどうかということについて、我々がめどがあるかとおし

やられますと、現時点ではまだ思っておりませんので、それについて、音声通信としてのessentialityとか不可欠性の要素は極めてあると思いますけれども、要件として足りない部分というのが残っていて、その解について、私ども、まだ残念ながら持ち合わせていないということでございます。

○辻部会長代理 関連して。

○黒川主査 はい、じゃあ、辻先生。

○辻部会長代理 私も今の点で東海委員と同じ意見です。つまり、今のユニバーサルサービスの定義の中では、やはり3つの条件はIP電話が満たすとは限らない。ですから、KDDIさんは、代替サービスということで、ユニバーサルサービスと類似の概念を提示されましたが、私もそれが現実的だと思います。

その反面、NTTさんが言い出されないのは、IP電話をユニバーサルサービスと定義すると、給付とサービス提供の義務が生じるから、義務を課されることになります。そうすると、山の奥まで、あるいは富士山の上まで光ケーブルを引かないといけなくなります。そうすると、まさしくものすごい金額の給付をもらわないといけないわけですね。今、7円や8円で、これが大きいかわ小さいかは別にして、消費者団体の方々は支払わないにこしたことはないと言って怒られているわけでしょう。ですから、ここの定義の中に入れるのはいいのだが、厳密には、敷設義務に対応する給付をもらわないといけない。これがあるから明確な答えが出てこないのではありませんか。

もちろんユニバーサルサービスにはサービス提供義務が出てきますから、NTTさんが一番望ましいユニバーサルサービスとはすでに光ファイバーが敷設され公設民営で運営されているような地域です。そこではすでに設備があるから、そこでのIP電話はユニバーサルサービスとなるなら面倒を見ます。ソフトバンクはIP電話がaffordabilityをクリアするために1,400円で提供するといっていますが、ネットワークがあるところであれば、IP電話の料金を下げることは検討できます。けれども、ネットワークのないところでの敷設義務を課せられると困る、ということを言われなくても、何か思っておられるような気がします。いかがでしょうか。

○辻部会長代理 だから、ソフトバンクさんは、1,400円であればどこでもサービスを提供しますとのいい意見を持っておられます。NTTさんがその半分でも言うて下さると、我々も安心するのですが。(笑)

○黒川主査 とりあえず今のところでお答えは、こういう状況だということに理解させて

いただくということにして。(笑)今の点はとても重要なことだったというふうに思います。

じゃあ、酒井先生。

○酒井主査代理 確かに高いか安いかっていうことは非常に重要だと思うんですけども、それと同時に、今、ここから先の話で、仮にIP電話を認めるとしたときに、皆さん、メタル撤去ということに関しては大体賛成されるんですけども、それから後、補てんということに関してはほとんど議論がないし、むしろ、ほんとうはNTTが多分、補てんが必要だと言って、ほかの会社が必要じゃないと言うのかなと思ってたんですけども、必ずしもNTTさんの意見にも明確に補てんというのは出てるわけじゃない。

ただ、ソフトバンクさんのこの17ページの図のところ、ここでは「回避すべき状況」と書いてあるんですが、逆に言うと、メタルだったら、今、制度上で当然補てんがある。もし光だとすると、KDDIさんもソフトバンクさんも補てんは要らないと。そうだとすると、それは、当然メタルを残そうという発想になってしまって、逆に、光を入れてメタル電話のほうを巻き取るという話がおくってしまうんじゃないかという気もするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。これ、ソフトバンクさんでも結構です。

○ソフトバンク(孫代表取締役社長) 基本的に、メタルと光をまだら模様で残すのが一番お金がかかる、無駄使いになるということだと思うんですね。だから、メタルを計画的にはがすと。そして、はがしたときには、計画的にそこは光に置きかえる。こういうふうになれば、補てん金を1円も使わずに、税金も1円も使わずに、公設民営とか地方に実質的に税金を使わずなんていうことをしなくても、計画的にメタルを引きはがして光に置きかえる。これしか解決策はほんとうはないはずなんですね。

これを中途半端にまだら模様、何か玉虫色にぐずぐずすると、この13ページにありますように、NTTさんが結局言っておられるのは、メタルの稼働率は減ります、だからメタルの補てん金はこれから増えていきますということを今まで既にはっきりとフォーミュラで言っておられるわけですね。そして、さらに、光のところを、不採算地域のところに、先ほどから委員の先生からご指摘があったように、富士山の山頂まで光を引いてくださいと言われて、不採算地域に行かざるを得ないということになると、さらにそこで公設民営だ何だという形で、補てん金をいろんな形でまたくださいというふうにおっしゃっているわけですね。だから、どちらにしろ、このまだら模様でNTTさんの明確なお答えは、玉虫色におっしゃっていますが、要するに補てん金をメタルでも光

でもください、そうすれば光 I P 電話をやります、そうすれば一部はメタルを引きはがせますとおっしゃっておられるわけで、それでは消費者団体の皆さんがご心配しておられる状況に、このまま黙っていると、まさに自動的にになってしまう。これが一番やってはならないことだと思いますね。

だから、やはり私どもの意見は、ちゃんと計画的にメタルを光に置きかえていく。しかもそのときに、ちゃんと公平に競争事業者も利用でき、しかも消費者にも1円も負担しない、ちゃんと健全な競争が始まるという形で行えるはずだと。そうすると、私どもは、それを積極的に担う用意があります、具体的な方法論もありますということを申し上げているわけですね。

○酒井主査代理 ありがとうございます。

○KDDI（長尾執行役員渉外・広報本部長） よろしいですか、KDDIですけど。若干、ソフトバンクさんとニュアンスが違うところがありますので。

これ、5年でやるのかあるいは20年かかるのかわかりませんが、いずれはメタルから光に置きかわっていくだろうということは大前提にあると思います。その中で、やはり、今は移行期についての議論をしていると。で、移行期がどこまで続くとかというのはちょっとわかりませんが、現状においては少なくとも、光 I P 電話を仮にユニバーサルサービスの対象に入れる、あるいは代替的サービスに入れるとしても、補てんの必要性というのはおそらく生じないだろうと思っています。それが、べき論もありますけれども、現実問題としては、そんなに田舎まで——田舎までという言い方はよろしくないですけれども——普及しないだろうということも念頭に置きながら考えております。で、普及がどんどん広がって行って、やはりかなり光に置きかえていかなきゃいけない、巻き取っていかなきゃいけないフェーズにいずれなってくると。その時点を想定したときには、その補てんが要るのか要らないのか。これは制度のべき論としてはっきり議論する必要があるという認識を持っています。

いずれにしましても、競争市場を念頭に置いて、競争の中でそこら辺のどのぐらいの普及が進むのか進まないのかというところは見えていく必要があると考えております。

○酒井主査代理 すみません、今のだけ、ちょっと関連なんですけど、じゃあKDDIさんのほうでは、これでほんとうに赤字になった場合には補てんを考えなきゃいけないと書いてありますけれども、要するに、これは、例えばの話ですけれども、今の4.9%地域とかそういったところにほんとうに光を全部巻き取る話になってくると、場合による

とそういうこともあり得るのでという意味だと考えてよろしいわけですね。

○KDDI（長尾執行役員渉外・広報本部長）　そうですね。ただ、おそらく、これもまた現実論ですけれども、現実問題としては、ユニバーサルサービス制度そのものをかなり抜本的に見直す時期が遠からず来るだろうと。その中で解決をしていく必要があるのではないかと考えています。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長）　先ほどの17ページの質問されたことに十分お答えできてたかどうか、今もう1回確認だけしたいんですが、17ページをもう1回見ていただきたいんですが。今のKDDIさんの話にも触れるんですけども、採算の合う都心のマンションとかだけを仮に光IP電話をユニバーサルサービスの対象の中に入れたので、私はもう光IP電話を提供したからメタルを引きはがしていいですねと言って引きはがして、今のNTTさんのルールのままで行くと、競争事業者は事実上入れなくなるんですね。ですから、採算の合う都会におけるNTTさんの独占性がますます高まる。そして、田舎のほうは、引かなくてもいいんだ、今度は設置義務はなしというふうになると、17ページの右側にありますように、メタルは今までのまま残って、しかもそこは事実上NTTさんが独占している、我々も採算が合わないからだれもそこへ行かないということで、ますますNTTさんの独占性が高まるという。先ほどの18ページのところをぜひ念頭に置いていただいて、私どもの主張はそういうのはむしろ危険だということを、ちょっとメモっておいていただきたいと思います。

○黒川主査　ジェイコムの加藤さん。

○ジュピターテレコム（加藤取締役事業戦略部門長）　ちょっと1つだけコメントさせていただきたいんですが、先ほどから、メタルの移行先というか収容先が光に限定されるお話をされていて、私どもケーブルテレビ事業者として非常に寂しくて、私ども、別にインターネットバンドルの電話だけを提供しておらず、電話単独のサービスも我々のケーブルのインフラを使って、それも1,330円の基本料金ということでやらせていただいています。これはどっちかという「光の道」のお話のほうではいろいろ議論させていただいているとは思いますが、結局、もうFTTH前提とか一事業者前提の設備競争というものを無視したような議論というのは、結果的には高コストになるのではないかと。結果的に国民負担が増えるのではないかと。

ですから、そこも含めた設備競争も含めて、自由な参入も含めたところでの競争というのを、設備競争とサービス競争と両輪がいろいろ必要であって、それが結果的に全体

の音声通話なりブロードバンドのユーザーさんへの接続コストを引き下げることになり、それが、結果的にはユニバーサルサービス部分のコストも減っていくのではないかと考えておりますので、ぜひこの議論をされる上で、もう将来はF T T Hだけだということではなく、ケーブルだけではないと思いますし、N T T系さんだけのF T T Hでもありませんし、高速ワイヤレスの話もありますので、そういうところも含めて将来を見据えて、じゃあどういう形がほんとうに望ましいのかというのは、ぜひ。

ケーブルのことは忘れないでいただきたいというのは常に言っておるんですが、どうしてもそちらのほうに議論が行くので、ちょっとコメントだけさせていただきました。

○菅谷専門委員 よろしいですか。ちょっと議論の前提を整理しますと、もともとユニバーサルサービスという制度が出てきた背景というのは、独占時代に敷かれたネットワークがあって、その上に競争政策が導入されて、その独占時代に敷かれたネットワークをこれまでは電電公社が全部面倒を見てきたわけですけれども、それができなくなって、そこでユニバーサルサービス制度が導入されたということですよね。でも、今議論しているのは、そうではなくて、この設備競争の時代にユニバーサルサービスの在り方はどうしようかというのが次の議論なんです。そこで、「光の道」を目指すということで、光 I P 電話をユニバに入れば、もしかしたら「光の道」が早く到達できるんじゃないかっていう議論だったんですけれども、光にしてもメタルにしても、多分 I P 電話の料金はaffordable部分が幾らになるかという見通しが見つからない限りは、なかなかこの議論は進んでいかないと。

他方、このF T T Hのような広帯域ですと、私は技術屋ではないので詳しいことはわからないですけど、トリプルプレーのサービスをやったときに共通費部分が多くなって、電話料金を1,400円だったら1,400円で設定しても、ほかの部分で稼げればいいんですけれども、電話サービスの提供だけですとなかなか先に進めないのかなと思うので、ここは、ですから、かなりきちっとした議論の見直しをする必要がある。ですから、1つのやり方としては、今のユニバからいきなりユニバーサルアクセスに進んじゃうというのもありかなとも感じました。

それから、もう1つ、これ、ちょっと、ユニバに関係ないんですけれども、今日、私、ソフトバンクの孫さんの話、アクセス回線会社の話を初めてお聞きするので、1つお聞きしたいんですけれども、アクセス回線会社っていうのは株式会社なんですかね。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） 基本的に現在のN T Tさんを、アクセス回線会社

とそれから通信サービス会社に分割するという意味です。ですから、公設の新たな会社をつくるのではなくて、現在のNTTの株主のままで2社に上下分離するという意味です。

○菅谷専門委員 アクセス会社は、投資の自由とか、業務範囲はネットに限られるわけですか。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） アクセス会社は、あくまでも物理線の会社です。

○菅谷専門委員 それだけしかできないと。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） そういうことです。そうすると、光の物理線をいっぱい引いたとしても、ほかの通信サービス会社に対して、NTT東・西の通信部門あるいはその他の会社に対して、イコルフットイングで物理線を提供できるので、通信サービスの競争は始まる。しかも、物理線の無駄がなくなる。したがって、ユニバーサルサービスの補てん金は、今までメタルで取ってたような補てん金をゼロにできる、むしろおつりが来ると、こういう意味です。

○菅谷専門委員 ちょっとそこら辺のブラックボックス的なところが具体的にどうなのか、よくわからないんですけど。はい、ありがとうございました。

○ソフトバンク（孫代表取締役社長） 今度、時間をかけてゆっくり説明申し上げます。（笑）

○黒川主査 じゃあ、三友先生。

○三友専門委員 光IP電話をユニバにすることになりますと、これを裏を返すと、光のキラーコンテンツは結局音声電話だということですよ。何か、本来ブロードバンドの究極にある光の利用として、アプリケーションとして、もっといろんな高度なものが想定されてる中で、音声は結局キラーコンテンツというのは何か非常に低空飛行な議論のような気もしなくもないんですけども。

このユニバーサルサービスの委員会の中での議論を、過去の議論を見ますと、これまでカップをベースとした議論でして、その先には何があるかという、先ほど菅谷先生のほうからおっしゃられたユニバーサルアクセスという概念があったわけです。ユニバーサルアクセスというのはおそらくブロードバンドが提供するものであろう。で、そこではいろんなサービスが利用者のニーズに応じて提供されるというのが、ユニバーサルアクセスの概念だったと思うんですね。実際にブロードバンドという視点で言えば、いろんなブロードバンドの手段がありまして、先ほどジェイコムさんがおっしゃられたよ

うに、ケーブルもあればワイヤレスもあるわけですし、これ、2010年を目途に総務省が条件不利地域でのブロードバンド整備を行ってきたわけで、そういう意味ではほぼ100%に近いブロードバンドの普及というのはもうできているわけです。

ですから、アクセスという観点で言うならば、ユニバーサルアクセスという概念を成立させることはできるわけです。ところが、そこに「光の道」という非常に強い要素が入ってきたので、光にこだわることでどうもそれが変化してきているんだろうと思うんですね。

実際にそのユニバーサルサービスで今、NTT東・西さんを入れて合計8者の方のご意見を伺いますと、移行期の時間の感覚の問題だと思えますよ。それが、皆さん、とらえ方が違うので、例えばソフトバンクさんは、光に置きかえた後のことを随分やっぱり想定されていると思うんですけれども、ここでのタスクというのがおそらくその移行期のところだと思うんですね。ところが、この移行期というのが、このユニバーサルサービスという概念にほんとうに一致するのか。特にユニバーサル基金という概念と整合的なのかどうかというのを、やっぱり十分吟味しなきゃいけないだろうなと思えます。

というのは、ユニバというのは、基本的に、できたものを維持することが目的ですから、そのランニングコストを何らかの形で見るということでもあります。ところが、移行期というのは技術がどんどん変化しているわけです。カップケーブルは撤去されていきますし、光ファイバーはこれからどんどんつくられていくし、もちろんその技術的な要因も変わっていくわけですね。そういう移行期に限定して、既存のカップケーブルを前提としたユニバーサルサービスの制度あるいは基金の制度——ユニバーサルサービスの制度そのものと基金の制度そのものは、ちょっと分けて考える必要もあるかと思うんですけれども——そのところが果たして移行期に、両方をカバーする、移行先をカバーするような形で適用できるのかどうかということは、我々、慎重に検討しなきゃいけないと思えますし、移行した先のところで、またユニバというのを考えることができると思えます。

それは全く今と違う形になると思えます。今までのユニバは当然あるわけです。その移行期というのが、果たしてユニバという制度、基金という制度と整合的なのかどうかということは、もう少しちゃんと検討しなきゃいけないなと、皆さんの意見をお聞きして今日感じました。

以上です。

○黒川主査 まだこれまで発言のない委員の方々は、何かありますか。あと数分の時間になってきましたが。斉藤委員。

○斉藤委員 今の三友先生のご意見に大変賛成しております。そして、ユニバーサルサービスという概念自体が、もうかなり時代おくれになりつつあるんだろうなと思います。今日、皆様のお話を伺っておりますと、移行期の次を見据えた形でこの移行期をどういうふうに乗り切っていくかというよりも、この移行期自体のところのお話が多かったような気がします。消費者のほうからすると、その次のところがとても重要になってくると思います。

今の若い人たちは固定電話はほとんど使っていない。それに携帯でも、音声の機能はほとんど使わない、全く違う使い方をしています。コミュニケーションのツールというのが随分変わってきているわけですね。その中で、ユニバーサルサービスというのが一体何なのかという議論をもう少し詰めなければ、この話自体にはならないのかな、だからこそいろいろ違ったご意見が飛び交っているのかなというふうに伺っておりました。

○黒川主査 今の話は、この委員会で今議論しようとしていることというのは来年には通用しないんですね。来年はまだ8円が続くという状態になってます。で、来年、多分、次の世代の、本来あるべきユニバーサルサービス論をしなければいけなくなると思います。で、とりあえず今日のヒアリングというのは、その先の手前のところで、巻き取りに関して言うと、今の状態のままだと進んでいきにくいので、インセンティブがつくようにこういう制度を入れたらどうかというのは、タスクフォースの中間報告の中で、このことをしておかないと今もうとにかく停滞してしまいますということから、この議論が始まったと思いますし、私からすると、このユニバーサルサービス政策委員会というのがもう1回生き返ってくるなんて、夢にも思ってませんでした。それが実際のところですね。

ところが、現実には生き返ってきて、本来あるべきユニバーサルサービス論、次の時代のユニバーサルサービスというのを議論しなければ……。これは時代とともに変わっていくというのは、もう皆さんは常識的なんだけれども、それが今、斉藤委員が言われたように、コミュニケーションのシステムがもうまるで変わってきてしまっているし、それから公衆電話とかの概念も。携帯電話が果たす役割もものすごく大きくなってきていますし、この携帯電話の形態も、新しい、高い水準のものが次々に出てきて、情報量

が多くなってくると、今のものとはまるで違う概念になってくる可能性がすぐそばまで来ているわけです。

だから、この途中の段階のすごく微妙なところにおけるメタル巻き取りということをかなり意識した段階で、それでディスインセンティブにならないような形として現行の制度を見直す。その解釈が、今日、さっき、どなたからか意見があったと思いますが、藤原先生から言われた解釈というのがこれまでであったんだけど、それは今のうちに取りかえておかないと1歩も前に進まないということで、この委員会というのが動き出している。

今年、ここでなかなか成果が出ないと思います。来年は、本気になってというか、ユニバーサルサービスのありようについて議論していこうということになります。でも、それ、何か僕の印象では、いつでも時代とともにそのユニバーサルサービスの水準は変わっていきってしまうような予感がするので、常に何か見直してなければいけないような内容になるっていうことですよ。今のところ、私たちは、その3つの基準というか、accessibilityとかaffordabilityとかessentialityみたいなことがテーマになってますけれども、この概念というのが次の時代のときにどれぐらいどういう意味を持つのかということから丁寧に見直していくということになるんだろうと思います。

ただ、今日の議論でたくさんのご意見が出て、とりわけ消費者団体の方から、こうあるべきだということがたくさん出ていて、我々は一生懸命やったつもりだったし、私は経済学者なので、何ていうか、転嫁されるのは当たり前だって理論的には思ってるんですけども、すごいしかられました。(笑)でも、結果的には、費用として乗っていつてしまっているわけで、事業者が負ったように見えるけれども、結果的には負担はいつの間にか転嫁されるというのは論理的な話なのではないかと、私自身は思ったりもします。ただ、みんなが請求書の紙の中に「この8円は」ということを丁寧に書いていただくことで、困った地域のことをみんなで助けているというシステムが今のユニバーサルサービスの基本になってるんだろうと思いますけれども、時代が少しずつ変わって、違う技術が使われるようになってくると、この考え方も変わるっていう。で、下手をすると、独占性を強めたり弱めたりということが起こってしまう可能性があるんで、それについては十分配慮して議論したいと思います。

閉 会

○黒川主査 今日は、ほんとうにお忙しい中、皆さんに来ていただいて、率直なご意見を話していただいて、極めて有意義なヒアリングが可能になったと思います。どうも、ご協力、ありがとうございました。今日はほんとうに、やや空中戦を心配していたんですけども、皆さん、そこそこにクールに対応してくださいまして、主催した側としてはとてもありがたいと思っています。どうもありがとうございます。それから、予定したよりもはるかにたくさん時間をとって議論をすることができたということも、ほんとうにいい結果につながったんだと思います。どうも今日はご協力ありがとうございました。

そうすると、次回の予定、その他については。

○事務局（鈴木料金サービス課課長補佐） その前に、委員の皆様の方から追加の質問を受けつけたいと思いますので、ご多用中、大変恐縮でございますけれども、8月30日、月曜日の17時までに事務局の方にお出しいただければと思います。その後、事務局にて追加質問を取りまとめた上で、事業者、団体さんの皆様にお送りいたしますので、この期限を9月6日の月曜日17時ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、追加質問及びこれらに対する回答に関しましては、次回のユニバ委員会にて配付させていただきますと思ひます。

次回は、ユニバーサルサービス政策委員会第3回会合としまして、9月17日を予定しております。詳細につきましては、また別途ご連絡したいと思います。

以上でございます。

○黒川主査 それでは、これをもちまして、情報通信審議会電気通信事業部会とユニバーサルサービス政策委員会合同ヒアリングを終了いたしたいと思ひます。本日はありがとうございました。

— 了 —